

「小型船舶の国籍証明書」の申請

小型船舶の登録等に関する法律第25条

(総トン数20トン未満の日本船舶)

【申請対象者】

日本船舶である小型船舶の所有者（又は船舶所有者から委任を受けた代理人）

※個人所有の場合、船舶所有者が日本国民であること

※法人所有の場合、代表者の全員及び業務執行役員の3分の2以上が日本国民であること

【提出時期】

日本船舶である小型船舶を国際航海に従事させようとするとき

【申請書様式】

国籍証明書交付申請書（第二十一号様式）

【添付書類】

- ◆ 手数料納付書（第二十六号様式）
- ◆ 申請書に記入された船名が船体に標示されていることを確認出来る写真
- ◆ 日本船舶が所有できる者であることを証するに足る書面

《船舶所有者が個人の場合》

- ・住民票の写し（3ヶ月以内のもの）

《船舶所有者が法人の場合》

- ・法務局が発行する会社の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本〔3ヶ月以内のもの〕）
- ・業務執行役員の3分の2以上の者（代表者全員を必ず含む）の住民票の写し又は戸籍の謄本もしくは抄本（3ヶ月以内のもの）

※合名会社、合資会社、合同会社の場合は別途必要な書類がございます。

詳しくはお問い合わせください。

- ◆ 証書等の受領に関する情報（添付様式第 4 号）
- ◆ 委任状（代理人による申請の場合）

【手数料】

- ◆ 交付手数料 3,250 円（手数料第二十六号様式に収入印紙を貼付）

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）

※備考

交付又は前回検認を受けた日から起算して 6 年を経過する日までに検認を受けなかった場合は効力を失い、返納する必要があります。

記載事項に変更があった場合は書換、滅失等による再交付の手続きもございます。検認※、書換、再交付にかかる申請手続きについてはお問い合わせください。

※ 検認とは、国籍証明書と船舶の同一性を確保し、国籍要件を満たすものであるかを確認する制度です。国籍証明書の交付又は前回の検認を受けた日から起算し 6 年を経過する日までに、地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）の検認を受けなければ証書の効力を失い、国際航海することができなくなります。